

山口県福祉サービス第三者評価事業推進委員会設置要領

(目的)

第1条 山口県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第5の規定に基づき、第三者評価事業の推進を図るため、山口県福祉サービス第三者評価事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の所掌事項について審議し、提言を行う。

- (1) 第三者評価機関の認証基準に関すること
- (2) 第三者評価基準及び評価手法に関すること
- (3) 評価調査者の研修に関すること
- (4) 評価結果の公表に関すること
- (5) 第三者評価事業の普及啓発及び苦情への対応に関すること
- (6) その他第三者評価事業の推進に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員14名以内で構成し、健康福祉部長が委嘱する。

2 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員として在任する期間とする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、必要に応じ、関係者に委員会への出席及び必要な事項について意見等を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会に、必要に応じ、専門的な検討を行うため専門部会を設置できるものとする。

2 専門部会は、委員会の委員を部会長とし、5名以内で構成し、健康福祉部長が委嘱する。

3 部会は、部会長が招集する。

4 部会の議長は、部会長をもって充てる。

5 部会長に事故があるとき、又は、部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部厚政課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、当初の委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

附則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

×